

報告第2号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩




提案理由

車両事故に係る和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書

車両事故に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月4日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和元年8月29日 午後4時2分
- 2 事故発生場所 つくばみらい市神生1030番地
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 公用車を発進した際、左側から来た車両と接触し、相手方の運転席ドアからリアバンパーにかけて破損させた。
- 5 損害賠償額 188,378円
- 6 市の過失割合 80%